

平成29年2月24日
宮城県公報第2836号
別冊

平成28年度 行政監査結果報告書

— 高額物品の管理及び活用について —

平成29年2月

宮城県監査委員

目 次

第1章 監査の概要	1
1 監査対象事務	1
2 監査の目的	1
3 監査の着眼点と主な調査内容	1
4 監査の対象	2
5 監査の実施方法	2
第2章 監査結果	4
1 高額物品の保有状況の概要	4
(1) 高額物品の分類別保有状況	
(2) 高額物品の金額別保有状況	
(3) 高額物品の部局別保有状況	
(4) 高額物品の部局別の主なもの	
2 高額物品の取得手続について	6
(1) 導入の目的	
(2) 導入に際しての検討状況	
(3) 導入計画の有無	
(4) 機種を選定	
(5) 契約の手続	
(6) 購入と賃借等の比較検討	
3 高額物品の管理状況について	7
(1) 保守点検の状況	
(2) 修繕の状況	
(3) 防災の状況	
(4) 物品火災共済への加入状況	
(5) 備品台帳の整備状況及び備品照合確認の実施状況	
4 高額物品の活用状況について	9
(1) 利用状況の把握	
(2) 導入の効果	
(3) 高額物品の利用形態	
(4) 利用状況	
(5) 利用率の低い場合の対策	
第3章 監査結果を踏まえた意見	11
1 高額物品の取得手続について	11
2 高額物品の管理状況について	11
(1) 点検・修繕について	
(2) 防災対策について	
(3) 備品整理票の貼付について	
(4) 備品の照合点検及び現物確認について	

- (5) 備品台帳の整備について
- (6) 処分手続について
- (7) 自律的管理体制の強化について
- 3 高額物品の活用状況について 13
 - (1) 利用状況の把握について
 - (2) 有効活用及び低利用対策について
 - (3) 不稼働高額物品の処分の促進について

資 料：平成 28 年度行政監査に関する調査票

第1章 監査の概要

1 監査対象事務

高額物品の管理及び活用について

※高額物品：1品目500万円以上でかつ車両、美術品及び応急仮設住宅を除いた重要物品

2 監査の目的

県が取得、所有する財産については、必要性を検討した上で適時適切なものを調達し、常に良好な状態において管理し、その目的に応じた効果的な活用を図らなければならない。

ところが、定期監査等において、物品の管理、処分等に関する指摘事項等が散見されることに加え、地方公共団体において新たな公会計の整備が進む中、保有資産の実態把握が求められている。また、財政状況が厳しい中、特に高額物品については更なる有効活用が求められている。

このような状況から、高額物品の実態を把握し、取得、管理及び活用について、経済性・効率性・有効性の観点から適正に行われているかを監査し、今後の事務改善に資するものとする。

3 監査の着眼点と主な調査内容

(1) 高額物品の取得手続について

【主な調査内容】

- 導入の目的及び必要性は検討されているか。
- 機種の設定は適切に行われているか。
- 契約の手続きは適切に行われているか。
- 購入と賃貸の比較検討はなされているか。

(2) 高額物品の管理状況について

【主な調査内容】

- 点検・修繕、防災対策等管理は適切に行われているか。
- 台帳の管理等の手続きは適切に行われているか。
- 現物確認は適切に行われているか。
- 処分の手続きは適切に行われているか。

(3) 高額物品の活用状況について

【主な調査内容】

- 利用状況の把握は適切に行われているか。
- 有効に活用されているか。
- 利用率の低い場合の対策は検討されているか。

4 監査の対象

高額物品の管理及び活用を行っている関係課室・地方機関並びに公有財産の取得、管理及び処分を総括する総務部管財課、物品の出納及び総括管理を行う出納局契約課

5 監査の実施方法

(1) 書面調査

ア 調査目的

高額物品の管理及び活用についての状況等を把握するため、「平成 28 年度行政監査に関する調査票」（巻末資料参照）により書面調査を実施した。

イ 調査対象機関

高額物品の管理及び活用を行っている関係課室（19）・地方機関（75）

ウ 調査内容

上記 3 「監査の着眼点と主な調査内容」に沿って関係事項を調査した。

エ 調査期間

平成 28 年 6 月 16 日（木）から平成 28 年 6 月 30 日（木）まで

(2) 事務局監査

ア 対象機関

書面調査対象機関の中から、定期監査の指摘事項や包括外部監査の結果報告を踏まえて選定した 20 機関並びに管財課及び契約課（表 1 のとおり）

イ 実施方法

実地で実施した。

ウ 実施期間

平成 28 年 8 月 23 日（火）から平成 28 年 10 月 31 日（月）まで

(3) 委員監査

ア 対象機関

事務局監査実施箇所 20 機関並びに管財課及び契約課

イ 実施方法

ウ 20 機関のうち 8 機関並びに管財課及び契約課については実地監査とし、12 機関については書面監査とした（表 1 のとおり）。

エ 実施期間

平成 28 年 10 月 20 日（木）から平成 28 年 11 月 21 日（月）まで

表 1 監査の対象及び実施状況

	対象機関名	実施方法及び担当監査委員等
①	畜産試験場	監査委員による実地監査
②	農業・園芸総合研究所	監査委員による実地監査
③	農業高等学校	監査委員による実地監査
④	古川農業試験場	監査委員による実地監査
⑤	東部下水道事務所	監査委員による実地監査
⑥	白石工業高等学校	監査委員による実地監査
⑦	林業技術総合センター	監査委員による実地監査
⑧	中南部下水道事務所	書面監査（事務局の実地監査後、監査委員に報告）
⑨	東北歴史博物館	書面監査（事務局の実地監査後、監査委員に報告）
⑩	古川工業高等学校	監査委員による実地監査
⑪	仙台地方ダム総合事務所	書面監査（事務局の実地監査後、監査委員に報告）
⑫	東部保健福祉事務所登米 地域事務所	書面監査（事務局の実地監査後、監査委員に報告）
⑬	石巻北高等学校	書面監査（事務局の実地監査後、監査委員に報告）
⑭	消防学校	書面監査（事務局の実地監査後、監査委員に報告）
⑮	東部土木事務所登米地域 事務所	書面監査（事務局の実地監査後、監査委員に報告）
⑯	水産技術総合センター	書面監査（事務局の実地監査後、監査委員に報告）
⑰	水産高等学校	書面監査（事務局の実地監査後、監査委員に報告）
⑱	食肉衛生検査所	書面監査（事務局の実地監査後、監査委員に報告）
⑲	計量検定所	書面監査（事務局の実地監査後、監査委員に報告）
⑳	北部地方振興事務所	書面監査（事務局の実地監査後、監査委員に報告）
㉑	総務部管財課	監査委員による実地監査
㉒	出納局契約課	監査委員による実地監査

第2章 監査結果

1 高額物品の保有状況の概要

(1) 高額物品の分類別保有状況

平成27年度末現在，高額物品の分類別保有状況は546件で，件数で最も多いのは，教育器具類104件，次いで試験分析器具類99件，工業機械器具類85件となっている。

(2) 高額物品の金額別保有状況

平成27年度末現在，高額物品の金額別保有状況は表2のとおりであり，500万円以上1,000万円未満が221件で1,558,012千円，1,000万円以上が325件で44,092,277千円，合計は546件で45,650,290千円であった。金額で最も多いのは教育庁40,105,507千円，次いで経済商工観光部1,622,993千円，農林水産部1,302,992千円となっている。

表2 高額物品の金額別保有状況

(単位: 件, 円)

区 分	500万円以上1000万円未満		1000万円以上		合計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
総務部	6	42,592,897	1	48,300,000	7	90,892,897
震災復興企画部	1	5,403,000	0	0	1	5,403,000
環境生活部	14	106,746,020	31	744,949,930	45	851,695,950
保健福祉部	12	76,451,800	19	330,499,349	31	406,951,149
経済商工観光部	23	154,428,950	37	1,468,564,248	60	1,622,993,198
農林水産部	51	380,741,105	43	922,251,305	94	1,302,992,410
土木部	22	149,417,475	25	565,959,655	47	715,377,130
出納局	0	0	1	15,750,000	1	15,750,000
教育庁	92	642,231,455	153	39,463,275,820	245	40,105,507,275
警察本部	0	0	15	532,727,230	15	532,727,230
計	221	1,558,012,702	325	44,092,277,537	546	45,650,290,239

(3) 高額物品の部局別保有状況

平成27年度末現在，高額物品を保有する所属は表3のとおりで，本庁が19課室，地方機関が75公所，合計は94所属であった。なお，重要物品保有件数は，本庁が2,215件，地方機関が4,321件，合計が6,536件であった。

表3 高額物品の部局別保有状況

部局名	組織数		高額物品保有所属数		重要物品保有数		高額物品数	
	本庁	地方機関	本庁	地方機関	本庁	地方機関	本庁	地方機関
総務部	12	13	4	1	57	67	4	3
震災復興企画部	8	1	1	0	5	0	1	0
環境生活部	9	4	4	4	229	76	11	34
保健福祉部	9	16	2	6	1,542	127	22	9
経済商工観光部	8	17	1	10	16	654	1	59
農林水産部	12	9	1	7	51	440	4	90
土木部	14	14	2	10	43	464	16	31
出納局	3	0	1	0	4	0	1	0
教育庁	9	105	2	36	74	2,325	11	234
警察本部	1	24	1	1	187	168	14	1
各種委員会	4	0	0	0	7	0		
計	89	203	19	75	2,215	4,321	85	461
	292		94		6,536		546	

(4) 高額物品の部局別の主なもの

高額物品の部局別の主なものは、表4のとおりである。

表4 高額物品の部局別の主なもの

部局名	高額物品数	主な高額物品
総務部	7	キャビンユーティリティシート、センターテーブル、中量棚、食器洗浄機、フリークライミング壁、消火ホース乾燥用昇降装置、圧縮空気泡消火システム
震災復興企画部	1	用紙収納用移動保管庫
環境生活部	45	ゲルマニウム半導体検出器、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ホールボディカウンター、LC/MS/MSシステム、緞帳、重金属分析装置
保健福祉部	31	モニタリングシステム、患者監視装置、寝台昇降式X線テレビ装置、生体情報モニタリングシステム、医療用高圧蒸気滅菌装置、平衡機能評価装置
経済商工観光部	60	大型・連続式放電プラズマ焼結機、三次元座標測定機、電子プローブマイクロアナライザ、透過電子顕微鏡、機械的特性評価試験機
農林水産部	94	漁業調査指導船、閉鎖系人工気象装置、実大強度試験機、高純度ゲルマニウム半導体検出器、油圧押さえ装置付き乾燥・反応装置、急速凍結機
土木部	47	河川流域情報システム、汽船、防災関係ソフトウェア、ガスクロマトグラフ質量分析計、ICP発光分析装置、窒素・リン自動測定装置
出納局	1	電子入札コアシステム
教育庁	245	LLシステム、三次元CAD/CAM装置一式、電子計算組織、万能材料試験機
警察本部	15	速度違反自動取締装置、可搬型映像伝達装置、身体障害者用運転適性検査機

2 高額物品の取得手続について

(1) 導入の目的

今回調査した高額物品 546 件について、導入の目的を用途別（複数回答可）でみると、「教育・研修用」が 276 件（49.0%）、「試験・研究用」が 156 件（27.7%）、「医療用」が 31 件（5.5%）、「災害対策用」が 26 件（4.6%）、「事務・管理用」が 14 件（2.5%）、「その他」が 60 件（10.7%）となっている。「その他」の例としては、測量用や河川管理・情報提供用などであり、導入の目的は明確となっている。

表5 高額物品の部局別の導入目的(複数回答可) (単位:件)

区 分	試験・研究用	教育・研修用	災害対策用	医療用	事務・管理用	その他	計
高額物品	156	276	26	31	14	60	563
	27.7%	49.0%	4.6%	5.5%	2.5%	10.7%	100.0%

(2) 導入に際しての検討状況

高額物品の導入に際しての機種選定等の検討状況では、検討会議（委員会）を設置しているものが 227 件（41.6%）、設置していないものが 319 件（58.4%）となっており、設置していないものには不明も多く含まれている。「関係資料が残っておらず、検討会議（委員会）の設置の有無が不明」となっているものが多い状況である。

表6 検討会議の設置 (単位:件)

区 分	有	無	計
高額物品	227	319	546
	41.6%	58.4%	100.0%

(3) 導入計画の有無

高額物品の数年にわたる導入計画の有無については、計画の有るものが 122 件（22.3%）、無いものが 424 件（77.7%）となっており、無いものには不明も多く含まれている。

表7 数年にわたる導入計画 (単位:件)

区 分	有	無	計
高額物品	122	424	546
	22.3%	77.7%	100.0%

(4) 機種の選定

高額物品の導入に当たっての機種選定状況については、「1機種のみ選定」が 160 件（29.3%）、「2機種以上選定」が 98 件（17.9%）、「機種選定なし」が 288 件（52.8%）となっており、「機種選定なし」には不明も多く含まれている。

なお、「1機種のみ選定」の場合の理由として、「機種が1つしかない」と「他と比べて優れている」で 117 件となっている。

表8 機種を選定状況

(単位:件)

区 分	1機種のみ	2機種以上	選定なし	計
高額物品	160	98	288	546
	29.3%	17.9%	52.8%	100.0%

(5) 契約の手続

高額物品の契約方法については、「一般競争入札」が 211 件 (38.7%)、「指名競争入札」が 45 件 (8.2%)、「随意契約」が 41 件 (7.5%)、「管理換えなどに伴う関係資料や引継ぎがないために不明」が 249 件 (45.6%) となっている。

表9 契約方法

(単位:件)

区 分	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	不明	計
高額物品	211	45	41	249	546
	38.7%	8.2%	7.5%	45.6%	100.0%

(6) 購入と賃借等の比較検討

高額物品の購入・借入・委託の比較検討では、「検討を行っている」が 23 件 (4.2%)、「検討を行っていない」が 421 件 (77.1%)、「不明」が 102 件 (18.7%) となっている。

比較検討を行っていない理由として、「国庫補助事業のため購入しか選択できない」が 191 件 (45.4%)、「その他」が 230 件 (54.6%) となっている。「その他」の主な理由としては、「管理換えや寄附により取得した」や「試験・研究等のための特殊機器で購入しか選択肢がない」などであった。

表10 比較検討の状況

(単位:件)

区 分	検討している	検討していない	不明	計
高額物品	23	421	102	546
	4.2%	77.1%	18.7%	100.0%

3 高額物品の管理状況について

(1) 保守点検の状況

平成27年度における保守点検の状況については、保守点検契約を行っているものが 173 件 (31.7%)、保守点検契約行っていないものが 373 件 (68.3%) となっている。

表11 保守点検契約 (単位:件)

区 分	有	無	計
高額物品	173	373	546
	31.7%	68.3%	100.0%

(2) 修繕の状況

平成27年度において修繕を実施した高額物品は41件(7.5%)、修繕合計金額は20,825,587円となっている。

平成28年度以降に修繕の計画を予定している高額物品は49件(9.0%)で、計画のないものが497件(91.0%)となっており、修繕の計画性は低い状況にある。

また、修繕の記録については、記録が整備されているものが114件(20.9%)、記録が整備されていないものが432件(79.1%)となっており、修繕記録の整備は十分とは言えない状況にある。

(3) 防災の状況

高額物品の防災対策については、防災対策「有」が199件(36.4%)、「無」が347件(63.6%)となっている。防災対策の内容は、「落下防止対策」が107件(47.6%)、「防水対策」が9件(4.0%)、「その他」が109件(48.4%)となっており、「その他」のうち68件がアンカーによる固定などの転倒防止対策となっている。

表12 防災対策 (単位:件)

区 分	有	無	計
高額物品	199	347	546
	36.4%	63.6%	100.0%

(4) 物品火災共済への加入状況

本県では、備品台帳価格が1件1,000万円以上の重要物品については公益財団法人都道府県会館の都道府県有物件災害共済事業で付保を行っているが、今回調査対象の高額物品のうち、加入しているものは36件(6.6%)であった。

(5) 備品台帳の整備状況及び備品照合確認の実施状況

備品台帳の整備状況については、整備を行っているものが334件(61.2%)、行っていないものが212件(38.8%)となっている。

備品照合確認の実施状況については、確認を行っているものが506件(92.7%)、行っていないものが40件(7.3%)となっている。

表13 備品台帳の整備状況 (単位:件)

区 分	有	無	計
高額物品	334	212	546
	61.2%	38.8%	100.0%

4 高額物品の活用状況について

(1) 利用状況の把握

利用状況の把握については、使用記録簿を作成しているものが132件(24.2%)、作成していないものが414件(75.8%)となっている。

表14 使用記録簿の作成状況 (単位:件)

区 分	有	無	計
高額物品	132	414	546
	24.2%	75.8%	100.0%

(2) 導入の効果

高額物品の導入の効果については、「十分に効果があった」が498件(91.2%)、「ある程度効果があった」が32件(5.8%)、「あまり効果がなかった」が8件(1.5%)、「ほとんど効果がなかった」が8件(1.5%)となっている。

なお、「ほとんど効果がなかった」と回答があったものは、試験・研究や実習の見直しなどにより長期間使用していないものや知識を有する職員が不在のため利用していないもの、公道を走行できず運搬車が必要とのことで使用していないものであった。

表15 導入効果 (単位:件)

区 分	十分あった	ある程度あった	あまりなかった	ほとんどなかった	計
高額物品	498	32	8	8	546
	91.2%	5.8%	1.5%	1.5%	100.0%

(3) 高額物品の利用形態

高額物品の利用形態(複数回答可)については、「職員のみ」が257件(46.4%)、「職員以外」が297件(53.6%)となっている。職員以外としては、「施設利用者の利用に供する(試験研究機関など)」が121件(21.8%)、「他機関との共同研究等」が9件(1.6%)、「他団体・民間等、外部に貸し出し」が17件(3.1%)、「展示」が3件(0.5%)、「その他」が147件(26.6%)となっている。

表16 利用形態(複数回答可) (単位:件)

区 分	職員のみ	職員以外	計
高額物品	257	297	554
	46.4%	53.6%	100.0%

(4) 利用状況

利用状況については、利用率を導入時の利用想定日数（又は時間数）に対する利用実績日数（又は時間数）で調査したところ、利用率は、80%以上が309件（56.6%）、60%以上80%未満が14件（2.6%）、30%以上60%未満が9件（1.6%）、30%未満が117件（21.4%）、管理換えなどに伴う関係資料や引継ぎがなく導入時の利用想定日数（又は時間数）が分からないことによる「不明」が97件（17.8%）となっている。

また、利用率が80%未満の物品140件について、利用が少ない場合の理由（複数回答可）は、「特殊用途で需要が少ない」が21件（11.3%）、「陳腐化又は老朽化」が39件（21.1%）、「操作員の減少」が4件（2.2%）、「業務の見直し」が10件（5.4%）、「故障（修理中及び修理済み）」が24件（13.0%）、「その他」が87件（47.0%）となっている。

表17 利用状況(利用率) (単位:件)

区 分	80%以上	60%以上 80%未満	30%以上 60%未満	30%未満	不明	計
高額物品	309	14	9	117	97	546
	56.6%	2.6%	1.6%	21.4%	17.8%	100.0%

(5) 利用率の低い場合の対策

導入時の利用想定日数（又は時間数）より利用実績日数（又は時間数）が少ない場合に利用対策を検討しているかについては、検討を行っているものが21件（15.0%）、行っていないものが119件（85.0%）となっている。

表18 利用対策の検討状況 (単位:件)

区 分	有	無	計
高額物品	21	119	140
	15.0%	85.0%	100.0%

第3章 監査結果を踏まえた意見

県が所有する財産は、県民共有の資産であり、その運用について適正に行われなければならない。特に、高額物品の取得、管理、活用にあたっては、経済性、効率性、有効性を十分勘案しながら、運用されることが一層求められる。

また、地方公共団体において、新たな公会計制度の整備が進められており、保有財産の実態把握をより厳格に行うことが必要になっている中で、高額物品の管理及び活用に対する宮城県職員全体の意識改革が一層求められている。

これらの状況及び今回の行政監査結果を踏まえ、以下監査委員としての意見を述べる。

1 高額物品の取得手続について

高額物品を取得するにあたり、導入する目的や必要性は明確となっていたが、導入計画や機種選定等の検討経緯を示す書類が地方機関に残っていないことが多い状況であった。

また、地方機関の高額物品の購入に際しては、職務権限上、その地方機関を所管する本庁主務課で入札及び契約等の取得手続を実施しており、納品後に当該高額物品を本庁主務課から地方機関に管理換を行っているため、地方機関には契約関係の書類や情報が残っていないことが多い状況であった。

高額物品については、取得はもとより更新にも多額の費用を要することから、高額物品の導入にあたっては、中長期的な事業計画等や購入と賃借等の比較検討等を踏まえた導入計画を策定することに一層努めるとともに、透明性を一層確保するため、地方機関においても高額物品の取得内容及び経緯等について記載した書類や資料を保存するよう配慮されたい。

2 高額物品の管理状況について

(1) 点検・修繕について

保守点検・修繕は、概ね適正に行われており、大きな問題は認められなかったが、修繕を実施した記録が残っていない事例も見受けられた。

高額物品の管理を一層効果的に行うため、修繕記録の整備促進に努められたい。

(2) 防災対策について

防災対策について、「落下防止対策」や「転倒防止対策」などの防災対策が適正に行われている高額物品も多くある一方で、防災対策が十分に実施されていない事例も見受けられた。

大規模災害が発生することも想定した上で、防災対策について万全を図られたい。

(3) 備品整理票の貼付について

宮城県財務規則第146条により、「物品供用者は、供用中の備品及び動物には、性質又は形状に応じて備品整理票を付し、又は焼印若しくは彫刻をする等適宜の方法により、細分類、備品番号、品名及び取得年月日を表示し、常に照合に便利であるようにしなければならない。ただし、表示し難いものについては、この限りではない。」となっているが、物理的に表示可能な場合でも備品整理票の貼付がされていない事例が見受けられた。

適切な備品管理を行う上で必要不可欠であり、備品整理票の貼付の徹底を図られたい。

(4) 備品の照合点検及び現物確認について

備品照合については、宮城県財務規則第144条により、「物品供用者は、毎年度末に供用する備品及び動物について備品登録書と照合確認を行い、その結果を物品管理者に報告しなければならない。」とされており、概ね適切に実施されているものの、一部に備品の現物確認が十分なされないまま報告されている事例が見受けられた。

備品の照合点検及び現物確認は、高額物品の管理における基本的事項であり、各所属長等管理職員から担当職員に至るまで全職員がその重要性を改めて認識し、備品の照合点検及び現物確認業務を着実に遂行することを徹底するとともに、物品管理を統括する出納局においては、検査・指導等を通じて現物確認を行うなど高額物品の管理状況を定期的に検証する体制の構築を検討されたい。

(5) 備品台帳の整備について

高額物品ごとに写真付きで概要や設置場所を記載した資料を添付した備品台帳を整備し、職員の誰もが一目で見て分かるように工夫をしている機関が見受けられた。

とりわけ数多くの高額物品を所有している機関においては、このような備品台帳の整備が高額物品の管理を適切かつ効率的に行うために非常に有効であると考えられる。また、修理状況や利用状況を備品台帳に記載することで個々の状況把握も容易になる。

こうした備品台帳の優良事例や状況記載事例等について県の各機関に情報提供するなど備品台帳の整備推進に努められたい。

(6) 処分手続について

高額物品を処分する際に必要な手続を失念し、公有財産の異動報告に反映されていない事例が数例見受けられたので、的確な処分手続の徹底を図られたい。

(7) 自律的管理体制の強化について

前述のとおり、防災対策、備品整理票の貼付、備品の照合点検及び現物確認、処分手続などの業務において、一部に万全な管理がなされているとは言えない事例が見受けられた。

高額物品の管理等について適正な執行を確保するためには、各所属において高額物品の管理に関する正確な知識・情報を共有し、職員一人一人が十分注意を払って日常業務を遂行することが不可欠である。

各所属における自律的な管理体制をさらに強化するため、職員研修について一層充実を図るとともに、職員が高額物品の管理等に関する知識・情報を常時確認できる体制の構築を検討されたい。

3 高額物品の活用状況について

(1) 利用状況の把握について

利用状況を把握するための使用記録を残していない高額物品が多い状況にあり、利用率や利用状況が不明という高額物品も見受けられた。

高額物品の有効活用の観点からも、学校の授業等で常時使用するもの等を除いた高額物品については、使用記録を残すなど利用状況の的確な把握に努められたい。

(2) 有効活用及び低利用対策について

高額物品の導入の効果は十分認められ、利用形態も概ね適正で、総じて有効活用されていたが、利用状況が比較的低い高額物品も見受けられた。

また、高額物品の有効活用の例として、県内の試験研究機関で連携を図りながら、利用可能な機器のリストを作成し、他機関で利用可能な機器は相互に活用する手法を取っている事例や学科再編等により遊休となった高額物品を他の県立学校に管理換えして有効に活用している事例なども見受けられた。

高額物品の導入の時点において他機関の物品の有効活用の可能性を十分検討するよう促すとともに、こうした高額物品の有効活用事例等について情報収集し、県の各機関に対して広報するなど高額物品のさらなる利用促進を図る措置を検討されたい。

(3) 不稼働高額物品の処分の促進について

老朽化、陳腐化、故障等により使用が不能になったにもかかわらず、処分費用が高額であること等を理由に処分の検討を行っていないものが見受けられた。

老朽化、陳腐化等で使われなくなった高額物品については、活用可能性を検討した上で、施設スペースの有効活用や安全面、適正な管理の観点から処分方針を定め、計画的な処分に努められたい。

「高額物品が、県民共有の貴重な財産である。」という意識を職員一人一人が改めて認識し、高額物品を保有する全ての機関において、高額物品の取得、管理、活用を的確に行うことはもとより、より有効に活用するための対応策の検討について積極的に取り組んでいくことを強く期待す

る。

さらに、新たな公会計制度の整備が進む中、今回の行政監査の結果明らかになった課題を踏まえて、宮城県が保有する全ての財産の管理及び活用がより一層適正かつ効率的に行われることを期待するものである。